

SANYO

第77期定時株主総会

招集ご通知

【開催日時】

2020年5月26日(火曜日)午前10時
(受付開始:午前9時)

【開催場所】

東京都新宿区四谷本塩町12番19号
三陽商会 本社別館
(通称ブルークロスビル)3階

※会場が前回と異なっておりますので、末尾
の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、
ご来場をお願い申し上げます。

【決議事項】

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件(取締役会議長の選任)
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

<株主提案>

- 第6号議案 取締役7名選任の件

株式会社 三陽商会

証券コード 8011



TIMELESS WORK.

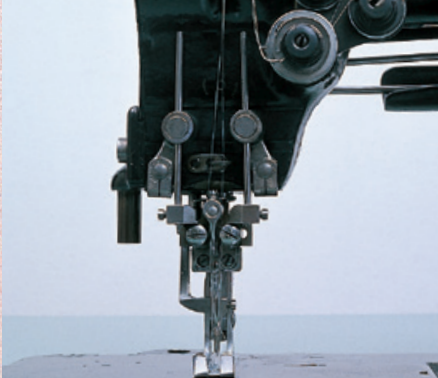
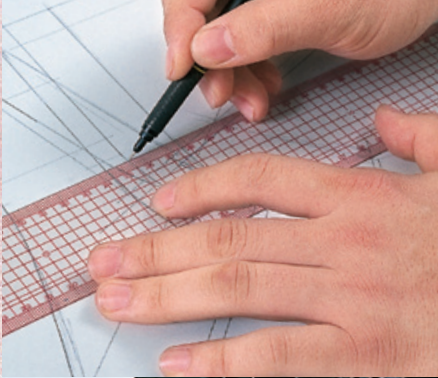
ほんとうにいいものをつくろう。

SANYO

TIMELESS WORK. ほんとうにいいものをつくろう。

当社は、2013年にこれからの方向性を社内外に指し示すことを目的とし、
タグライン「TIMELESS WORK. ほんとうにいいものをつくろう。」を策定いたしました。

この「TIMELESS WORK. ほんとうにいいものをつくろう。」は、
当社の社是である「真・善・美」と
当社が目指す「いつの時代でも変わらぬ価値のあるものづくり」を表した言葉であり、
改めて自らの立ち位置を確認し、生活者から共感・共鳴され、愛される企業になるため、
その指針となるメッセージとして掲げるものです。



第77期定時株主総会招集ご通知

目 次

株主の皆様へ	3
第77期定時株主総会招集ご通知	4
議決権行使についてのご案内	6

株主総会参考書類

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件	9
第2号議案 定款一部変更の件 (取締役会議長の選任)	10
第3号議案 取締役9名選任の件	11
第4号議案 監査役1名選任の件	18
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	19

<株主提案>

第6号議案 取締役7名選任の件	20
-----------------	----

提供書面

事業報告	31
計算書類	49
監査報告書	55

当社取り扱いブランド	60
------------	----



代表取締役社長
中山 雅之

副社長執行役員
大江 伸治

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。当社の第77期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社を取り巻く事業環境は、昨年来の想定以上の市況の悪化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による未曾有の社会的危機にも直面するなど、かつてない非常時であるとの認識の下、当社はこのたび、名実ともに新しい三陽商会に生まれ変わるべく、2年後の黒字化達成を必達目標とする再生プランを策定いたしました。

そして、この再生プランを確実に遂行するために、当社が設けております指名・報酬委員会でも慎重にご議論いただき、新しい経営体制を大江社長・中山副社長のツートップ体制とすることこそが最適との判断に至りました。

具体的には、大江が社長として執行のトップに立ち、迅速かつ確実に再生プランを実行し、株主・投資家の皆様との対話でも当社の顔として陣頭指揮を執ります。また中山は、副社長として社内および仕入れ先様・お得意先様とのコミュニケーションを担い、大江がリードする再生プランの遂行を土台から支えてまいります。

再生プランのコンセプトは「ブランドバリュー・ブランドprestigeを向上させることで収益をあげるマルチブランドビジネスモデルの追求」です。アパレル業界で事業再生を成し遂げた経験を持つ大江は、この再生プランの検討段階から携わっており、すでに再生プランの一部は、その実行フェーズに入っております。

今後、当社は、大江・中山というツートップ体制にて、新しくご就任いただく社外取締役の皆様の知見も最大限に活用させていただきながら、再生プランが掲げる「基礎収益力の回復と、そのための事業構造改革の断行」を何としても成し遂げる所存です。

経営陣一同、不退転の覚悟で再生プランの遂行に取り組む所存でございますので、株主の皆さまにおかれましては、ぜひとも当社経営がこの再生プランにかけける意気込みにご理解を賜り、今後とも変わらぬご支援をいただけますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 8011
2020年5月11日

東京都新宿区四谷本塩町6番14号
株式会社三陽商会
取締役会長 中瀬 雅通

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2020年5月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時） （開催日が前回定時株主総会開催日（2019年3月28日）に相当する日と離れておりますのは、第77期より当社の事業年度の末日を12月31日から2月末日に変更したためであります。）
2 場 所	東京都新宿区四谷本塩町12番19号 三陽商会 本社別館（通称ブルークロスビル） 3階 （会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場をお願い申し上げます。）
3 会議の目的事項	報告事項 1. 第77期（2019年1月1日から2020年2月29日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第77期（2019年1月1日から2020年2月29日まで）計算書類報告の件 決議事項 <会社提案（第1号議案から第5号議案まで）> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件（取締役会議長の選任） 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 <株主提案（第6号議案）> 第6号議案 取締役7名選任の件

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

4 議決権行使のお取り扱い

- (1) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 各議案に対して賛否の表示がない場合は、**会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。**
- (4) 当社定款は、「当会社の取締役は9名以内とする。」と定めております。
他方、会社提案の第3号議案では取締役9名の選任を、株主提案の第6号議案では取締役7名の選任を提案しており、両議案の全ての候補者（重複候補者が1名であるため、候補者は合計15名）が選任されると、当社の定款に定める取締役の定員枠を超えてしまいますので、両議案は一部両立しない議案となっております。
つきましては、書面およびインターネット等による議決権行使を含め、株主の皆様には取締役候補者15名全員について賛否をお示しいただき、原則として、過半数のご賛同を得た取締役候補者を選任するものとさせていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た候補者が9名を超えた場合には、賛成率が高い取締役候補者から順に9名を上限として選任するものとなります。
会社提案の第3号議案および株主提案の第6号議案には、取締役候補者15名全員について賛否をお示ください。なお、賛否の議決権行使を9名に限るとのお取り扱いはいたしません。
- (5) 会社提案の第3号議案および株主提案の第6号議案のうち、大江伸治氏は重複する取締役候補者となっております。書面およびインターネット等による議決権行使を含め、当該重複候補者の賛否については、第3号議案の取締役候補者として、その賛否をお示ください。第6号議案の取締役候補として賛否をお示しいただいた場合には、その賛否の表示については、無効としてお取り扱いいたしますのでご注意ください。

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令および当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
- ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページにおいて掲載することにより、お知らせいたします。

当社ホームページ (<https://www.sanyo-shokai.co.jp/>)

- ・「連結注記表」「個別注記表」……当社ホームページ → 企業情報 → 投資家情報 → 招集通知 (<https://www.sanyo-shokai.co.jp/company/ir/notice.html>)
- ・株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合のお知らせ……当社ホームページ → 企業情報 → 投資家情報 → IRニュース (<https://www.sanyo-shokai.co.jp/company/ir/news.html>)

新型コロナウイルスに関するお知らせ

当社は新型コロナウイルスによる感染拡大が懸念されている状況から、株主総会の運営については感染防止に努めつつ、安全な運営に徹し開催することといたします。そのため、例年とは異なり、出席株主様の控室および飲み物の提供を取りやめさせていただきます。

また、ご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日当日の感染拡大状況や、ご自身の健康状態にもご留意いただき、慎重にご検討下さいますようお願いいたします。ご出席の株主様におかれましては、マスクの常時着用とアルコール消毒液の使用をお願いいたしますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、本株主総会の議決権行使につきましては、書面（郵送）またはインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。（詳細は6～8頁をご参照ください。）

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2020年5月26日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年5月25日（月曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

8頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年5月25日（月曜日）
午後6時まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権行使個数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の欄に 番号を記入)	第4号議案	第5号議案
会社提案	○	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○	○

議案	第6号議案 (下の欄に 番号を記入)
株主提案	○
	○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

当社取締役会の意見をご確認
いただき議決権の行使をお願い
いたします。

(切取線)

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

会社提案（第1・2・4・5号議案）

賛成の場合 「賛」の欄に○印
反対の場合 「否」の欄に○印

株主提案（第6号議案）

全員賛成の場合 「賛」の欄に○印
全員反対の場合 「否」の欄に○印

一部の候補者につき
異なる意思を表示
する場合 「賛」または「否」の欄に○印をし、
異なる意思を表示される当該候補者
の番号をご記入ください。

会社提案（第3号議案）

全員賛成の場合 「賛」の欄に○印
全員反対の場合 「否」の欄に○印

一部の候補者につき
異なる意思を表示
する場合 「賛」または「否」の欄に○印をし、
異なる意思を表示される当該候補者
の番号をご記入ください。

※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。
※当社定款は、「当会社の取締役は9名以内とする。」と定めております。

他方、会社提案の第3号議案では取締役9名の選任を、株主提案の第6号議案では取締役7名の選任を提案しており、両議案の全ての候補者（重複候補者が1名であるため、候補者は合計15名）が選任されると、当社の定款に定める取締役の定員枠を超えてしまいますので、両議案は一部両立しない議案となっております。

つきましては、書面およびインターネット等による議決権行使を含め、株主の皆様には取締役候補者15名全員について賛否をお示しいただき、原則として、過半数のご賛同を得た取締役候補者を選任するものとさせていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た候補者が9名を超えた場合には、賛成率が高い取締役候補者から順に9名を上限として選任するものといたします。会社提案の第3号議案および株主提案の第6号議案には、取締役候補者15名全員について賛否をお示しください。なお、賛否の議決権行使を9名に限るとの取り扱いいたしません。

※会社提案の第3号議案および株主提案の第6号議案のうち、大江伸治氏は重複する取締役候補者となっております。書面およびインターネット等による議決権行使を含め、当該重複候補者の賛否については、第3号議案の取締役候補者として、その賛否をお示しください。第6号議案の取締役候補として賛否をお示しいただいた場合には、その賛否の表示については、無効として取り扱いいたしますのでご注意ください。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

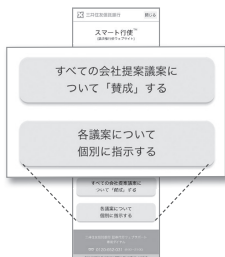
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

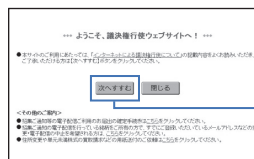
インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

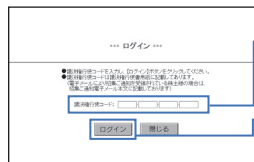
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

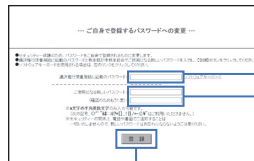
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案

剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、引き続き厳しい経営環境が続くものと思われませんが、株主各位のご支援に報いるため、また安定的利益還元に配慮し、下記のとおり1株につき23円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- | | |
|-------------------------------------|---|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭といたします。 |
| (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
およびその総額 | 当社普通株式1株につき金 23円
総額 278,234,519円 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2020年5月27日 |

第2号議案

定款一部変更の件（取締役会議長の選任）

1. 提案の理由

当社は、取締役会の柔軟な運営を可能とすること、ならびに意思決定の客観性および透明性の向上を図ることを目的として、取締役会の議長につき、業務執行から独立した社外取締役においても務めることができるよう、必要な変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款
（取締役会） 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、議長は、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれにあたる。ただし、<u>取締役会長および取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。 ② 前項の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。 ③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。 ④ 取締役会については本定款によるほか取締役会の定める取締役会規則による。

変更案
（取締役会） 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、議長は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれにあたる。ただし、<u>当該取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。 ② （現行どおり） ③ （現行どおり） ④ （現行どおり）

取締役9名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、取締役会のモニタリング強化の観点から、2名増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の地位および担当等	属 性
1	中山 雅之	代表取締役社長 兼 社長執行役員	再任
2	大江 伸治	副社長執行役員 経営統轄本部長	新任
3	加藤 郁郎	常務執行役員 事業本部長	新任
4	岡 澤 雄	(株)海外需要開拓支援機構社外取締役 日本ペイント(株)社外監査役	新任 社外 独立
5	椎 名 幹 芳		新任 社外 独立
6	高 橋 久 男	ロジファクタリング(株)代表取締役社長 アツギ(株)社外取締役	新任 社外 独立
7	二 橋 千 裕	(株)東急百貨店非常勤顧問	新任 社外 独立
8	安 田 育 生	ピナクル(株)代表取締役会長兼社長 (株)ハウズドゥ社外取締役 東海東京フィナンシャルHD(株)顧問	新任 社外 独立
9	矢 野 麻 子	(株)ヤオコー社外取締役 三菱鉛筆(株)社外取締役	新任 社外 独立

新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

当社取締役会は、業務執行取締役については、企業経営と当社の事業に関する知見を有する候補者を選定したことに加え、社外取締役については、多様な知識・経験・能力を有する候補者を選定しております。これにより、当社の経営体制は、事業改革を実現するための最適な構成としています。

スキルマトリックス（取締役候補者の知識・経験・能力一覧）

取締役候補者名	企業経営	当社事業に関する知見	M&A・経営再建	ブランディング・マーケティング	商品企画・生産・技術	EC・ウェブ全般	ロジステイクス	国際経験・海外ビジネス	ガバナンス・リスクマネジメント・法務	財務・税務・会計・金融・資本市場
中山雅之	○	○		○	○			○	○	
大江伸治	○	○	○	○	○			○	○	○
加藤郁郎		○		○	○	○		○		
岡澤雄	○			○				○		
椎名幹芳	○	○			○			○	○	
高橋久男	○	○					○			
二橋千裕	○	○		○		○			○	
安田育生	○		○			○		○	○	○
矢野麻子	○	○		○		○		○		

※上記の内容は、取締役候補者の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

候補者
番 号

1



再 任

なか やま まさ ゆき
中山 雅之 (1961年6月15日生)

所有する当社の株式数 1,838株
取締役在任年数 2年2ヵ月
取締役会出席回数 21/21回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	当社入社	2012年 7 月	当社事業本部企画商品統括事業部 紳士服企画部長
2003年 7 月	当社紳士服第三企画部長	2014年 7 月	当社事業本部紳士服事業部長
2004年 2 月	当社第一事業部 紳士パーバリーロンドンDIV長	2017年 1 月	当社執行役員人事総務本部長兼総務部長
2006年 1 月	当社事業本部紳士服事業部業務室長	2018年 3 月	当社取締役兼常務執行役員人事総務本部長
2008年 1 月	当社事業本部紳士服事業部 ポールスチュアートDIV長	2020年 1 月	当社代表取締役社長兼社長執行役員、現在に至る

取締役候補者とした理由

中山雅之氏は、入社以来、企画部門、業務管理部門、人事総務部門を歴任し、各部門において責任者として実務に精通し、ブランディング、商品企画、生産、販売、人事総務、ステークホルダー対応等を担い、当社事業に関する幅広い知見を有しております。また、複数のライセンスブランドに携わり、国際経験、海外ビジネスに関わり、豊富な知識を有しております。現在、代表取締役社長として、当社の経営執行責任者の立場で事業を遂行し、経営の重要事項の決定および業務遂行に対する監督など適切に役割を果たしており、従業員や取引先との関係の維持・強化を含め当社事業の再建に大いに寄与することが期待されることに加え、当社事業の継続性を維持する観点からも、今後も業務執行取締役として再任が必要かつ重要であると判断し、引き続き取締役の候補者いたしました。

候補者
番 号

2



新 任

おお え しん じ
大江 伸治 (1947年8月27日生)

所有する当社の株式数 一株
取締役在任年数 一年
取締役会出席回数 一回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1971年 4 月	三井物産株式会社入社	2014年 4 月	同社取締役副社長執行役員社長補佐
1997年 7 月	同社本店繊維第三部長	2016年 6 月	同社取締役相談役
2004年 4 月	同社理事コンシューマサービス事業第一本部副本部長	2018年 6 月	同社相談役
2007年 6 月	株式会社ゴールドウイン取締役専務執行役員総合企画本部長	2019年 4 月	同社顧問
2010年 4 月	同社取締役副社長執行役員総合企画本部長兼事業統括本部長	2020年 3 月	当社入社 副社長執行役員
		2020年 4 月	当社副社長執行役員経営統轄本部長、現在に至る

取締役候補者とした理由

大江伸治氏は、長年にわたる商社勤務にて繊維部門を歴任し、繊維・アパレル業界における上場会社の事業再建を遂行する等、同業界において豊富な経験を有しております。経営者として財務、税務、会計等の幅広い知識を持ち合わせ、前記のとおり繊維・アパレル業界における経営実績や知見等も豊富に有することから、会社提案に係る他の社内取締役候補者とともに当社の事業再建を主導するにふさわしい資質を有するものと判断し、あらたに取締役の候補者いたしました。

候補者
番 号

3



新 任

かとう いくろう
加藤 郁郎 (1961年1月4日生)

所有する当社の株式数 500株
取締役在任年数 一年
取締役会出席回数 一回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月	当社入社	2016年 7月	当社執行役員事業本部企画統括事業部 婦人服企画部長
2008年 7月	当社事業本部婦人服第二事業部 エヴェックスDIV長	2017年 1月	当社執行役員事業本部ブランドビジネス 部長
2010年 7月	当社事業本部婦人服事業部 企画第一DIV長	2019年 1月	当社執行役員第二事業本部長
2012年 1月	当社執行役員事業本部企画商品統括 事業部婦人服企画部長	2020年 4月	当社常務執行役員事業本部長、現在に至 る
2014年 7月	当社執行役員事業本部ビジネス開発事業 部長		

取締役候補者とした理由

加藤郁郎氏は、入社以来、企画部門を歴任し、当社主要ブランドのブランディング、商品企画、生産、技術に携わり、アパレル企業の経営を担う者として必要な経験と幅広い知識を有しております。現在、当社の常務執行役員事業本部長として、ブランド事業の推進と多様化するマーケットに対する事業領域の拡大を図るなど、当社の事業に精通した役割を果たしていることから、当社の事業の再建に貢献できる人材であると判断し、あらたに取締役の候補者といたしました。

候補者
番 号

4



新 任

社 外

独 立

おか ざわ ゆう
岡澤 雄 (1957年5月18日生)

所有する当社の株式数 一株
取締役在任年数 一年
取締役会出席回数 一回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月	株式会社資生堂入社	2015年 4月	東京ベイヒルトン株式会社社外取締役
2001年12月	シセイドードイチュラントGmbH 取締役社長	2015年 7月	株式会社資生堂顧問
2010年 4月	株式会社資生堂執行役員国際営業部長兼 シセイドーヨーロッパS.A.S 取締役社長	2017年 6月	株式会社海外需要開拓支援機構 社外取締役、現在に至る
2012年 4月	同社執行役員常務兼中国事業部長 兼アジアパシフィック営業部長	2018年 3月	日本ペイントホールディングス株式会社 社外監査役
2013年 6月	同社取締役執行役員常務	2020年 3月	日本ペイント株式会社社外監査役、現在に至 る

社外取締役候補者とした理由

岡澤雄氏は、長年にわたる国際経験に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。その知識に基づき当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただき、有用なご意見をいただける適切な人材として判断し、あらたに社外取締役の候補者といたしました。

候補者
番 号

5

しい な もと よし
椎 名 幹 芳 (1949年8月12日生)

所有する当社の株式数
取締役在任年数
取締役会出席回数

一株
一年
一回



新 任

社 外

独 立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 4 月	三井物産株式会社入社	2008年 4 月	三国コカ・コーラボトリング株式会社 常務執行役員
1999年 5 月	同社繊維本部繊維第一部長	2009年 3 月	同社代表取締役社長
2003年 3 月	イタリア三井物産株式会社社長	2014年 4 月	埼玉県立大学理事
2005年10月	三井物産株式会社 ライフスタイル事業本部副本部長	2017年 3 月	当社社外取締役
2006年 4 月	同社食料・リテール本部副本部長	2019年 3 月	当社社外取締役 退任

社外取締役候補者とした理由

椎名幹芳氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。その経験をもって当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただき、業務執行を監督する立場として適切な人材と判断し、あらたに社外取締役の候補者いたしました。

候補者
番 号

6

たか はし ひさ お
高 橋 久 男 (1948年10月5日生)

所有する当社の株式数
取締役在任年数
取締役会出席回数

一株
一年
一回



新 任

社 外

独 立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4 月	センコー株式会社入社	2008年 4 月	同社専務執行役員
2004年 6 月	同社執行役員東日本営業本部長	2011年 4 月	ロジ・ソリューション株式会社取締役会長
2006年 4 月	同社常務執行役員	2011年 4 月	センコーエーラインアmano株式会社 取締役会長
2006年10月	ロジファクタリング株式会社 代表取締役社長、現在に至る	2016年 6 月	アツギ株式会社社外取締役、現在に至る
2007年 6 月	センコー株式会社取締役		

社外取締役候補者とした理由

高橋久男氏は、ロジスティクス分野における高い見識を有し、経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しております。その経験をもって当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただき、業務執行を監督する立場として適切な人材として判断し、あらたに社外取締役の候補者いたしました。

候補者 番 号	7
------------	---



新 任
社 外
独 立

に は し ち ひろ
二橋 千裕 (1954年1月26日生)

所有する当社の株式数 一株
取締役在任年数 一年
取締役会出席回数 一回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4月	株式会社伊勢丹入社	2010年 1月	同社専務執行役員
2002年 6月	同社執行役員営業本部 MD統括部婦人営業グループ担当長	2010年 1月	株式会社東急百貨店 代表取締役社長執行役員
2004年 6月	同社常務執行役員営業本部MD統括部長	2011年 4月	株式会社三越伊勢丹ホールディングス 専務執行役員
2006年 2月	同社専務執行役員営業本部長	2018年 2月	株式会社東急百貨店取締役会長
2006年 6月	同社取締役専務執行役員営業本部長	2019年 4月	株式会社東急百貨店取締役相談役
2008年 4月	株式会社三越伊勢丹ホールディングス 取締役	2020年 4月	株式会社東急百貨店非常勤顧問、現在に至る
2008年 6月	株式会社伊勢丹代表取締役専務執行役員 営業本部長		

社外取締役候補者とした理由

二橋千裕氏は、小売・百貨店業界での長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。その見識に基づき当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただき、有用なご意見をいただける適切な人材として判断し、あらたに社外取締役の候補者としていたしました。

候補者 番 号	8
------------	---



新 任
社 外
独 立

やす だ いく お
安田 育生 (1953年4月28日生)

所有する当社の株式数 一株
取締役在任年数 一年
取締役会出席回数 一回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月	株式会社日本長期信用銀行入行	2012年 3月	社団法人東京ニュービジネス協議会理事
1998年 7月	ゼネラル・エレクトリック・ インターナショナル・インク入社	2015年 9月	株式会社ハウスドゥ社外取締役、現在に至る
2000年 1月	リーマン・ブラザーズ証券会社任日代表	2017年10月	東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社顧問、現在に至る
2003年 5月	多摩大学ルネサンスセンター客員教授	2018年 4月	社団法人東京ニュービジネス協議会 特別理事、現在に至る
2004年 9月	ピナクル株式会社設立 代表取締役会長	2018年 4月	公益社団法人経済同友会幹事、現在に至る
2005年 5月	株式会社ティーツー取締役	2018年12月	ピナクルTTソリューション株式会社 取締役会長、現在に至る
2006年 4月	九州大学特任教授	2019年 3月	株式会社ティーケービー顧問、現在に至る
2009年11月	ピナクル株式会社代表取締役会長兼社長 現在に至る		

社外取締役候補者とした理由

安田育生氏は、財務金融をはじめM&A全般を長年にわたり手掛け、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。その経験をもって当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただき、業務執行を監督する立場として適切な人材として判断し、あらたに社外取締役の候補者としていたしました。

候補者
番 号

9



新 任

社 外

独 立

や の あ さ こ

矢 野 麻 子 (1968年1月21日生)

所有する当社の株式数

取締役在任年数

取締役会出席回数

一株

一年

一回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4 月 メルセデス・ベンツ日本株式会社入社

1997年 9 月 株式会社ボストンコンサルティンググループ入社

2000年 3 月 ルイ・ヴィトン・ジャパン株式会社入社

2002年 6 月 株式会社セリュックスCOO（最高執行責任者）

2008年10月 株式会社ドラマティック代表取締役社長

2015年 6 月 株式会社ヤオコー社外取締役、現在に至る

2015年 8 月 株式会社コギト・エデュケーション・アンド・マネジメント取締役

2018年 6 月 ワタベウェディング株式会社社外取締役

2019年 3 月 三菱鉛筆株式会社社外取締役、現在に至る

社外取締役候補者とした理由

矢野麻子氏は、経営者としての豊富な経験と見識に加え、マーケティングおよびブランディングに関する幅広い知識と実績を有しております。有用な意見をいただくことにより、当社の経営の更なる活性化につながる適切な人材と判断し、あらたに社外取締役の候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 候補者中山雅之氏以外の候補者は新任の取締役候補者であります。
3. 候補者中山雅之氏の「所有する当社の株式数」には、三陽商会役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。
4. 岡澤雄氏、椎名幹芳氏、高橋久男氏、二橋千裕氏、安田育生氏、矢野麻子氏は社外取締役候補者であります。
5. 当社は、候補者岡澤雄氏、椎名幹芳氏、高橋久男氏、二橋千裕氏、安田育生氏、矢野麻子氏の選任が本総会において承認された場合には、会社法第427条第1項に基づき、当社と各氏との間で、法令の定める限度まで社外取締役の責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は、候補者岡澤雄氏、椎名幹芳氏、高橋久男氏、二橋千裕氏、安田育生氏、矢野麻子氏の選任が本総会において承認された場合には、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
7. 候補者矢野麻子氏の戸籍上の氏名は、齊藤麻子であります。

監査役玉井泉氏は、本総会終結のときをもって退任いたします。つきましては、あらたに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者	い い む ら 飯村	そ む く 北 (1953年4月14日生)	所有する当社の株式数 監査役在任年数 取締役会出席回数 監査役会出席回数	一株 一年 一回 一回
略歴、地位および重要な兼職の状況				
1986年4月 栢田・江尻法律事務所入所 1988年10月 米国Rogers Wells法律事務所 (現Clifford Chance法律事務所) 出向 1992年1月 栢田・江尻法律事務所パートナー弁護士 2007年7月 西村あさひ法律事務所パートナー弁護士 2014年6月 マルハニチロ株式会社社外取締役、現在に至る 2016年6月 株式会社ヤマダ電機社外監査役、現在に至る 2017年2月 株式会社不二越社外監査役 2020年1月 名取法律事務所シニアパートナー、現在に至る				
新任				
社外				
独立				
社外監査役候補者とした理由				
飯村北氏は、弁護士としての専門的見地および豊富な経験を持ち、人格・見識も申し分ないことから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。				

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 飯村北氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、候補者飯村北氏の選任が本総会において承認された場合には、会社法第427条第1項に基づき、同氏との間に法令の定める限度まで、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、候補者飯村北氏の選任が本総会において承認された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者	もり 森	みちひろ 倫 洋	(1969年12月6日生)	所有する当社の株式数	一株
新 任	略歴、地位および重要な兼職の状況				
社 外					
独 立					
	1995年4月	東京地方裁判所判事補	2009年4月	国民生活センター紛争解決委員会委員	
	2000年4月	最高裁判所事務総局民事局付	2010年1月	信託協会あっせん委員会委員（委員長代理）、現在に至る	
	2003年4月	福岡地方裁判所判事補	2011年4月	第一東京弁護士会総合法務研究所 倒産法部会副部会長	
	2005年4月	西村あさひ法律事務所入所	2018年8月	Singapore International Mediation Centre, Mediator候補者、現在に至る	
	2007年1月	西村あさひ法律事務所パートナー	2019年4月	AI－EI法律事務所代表弁護士、現在に至る	
	2007年4月	第一東京弁護士会仲裁センター委員・ 仲裁人候補者、現在に至る			
	2007年6月	金融トラブル連絡調整協議会委員			
	2007年9月	筑波大学大学院ビジネス科学研究科 非常勤講師			
	2008年6月	日本弁護士連合会ADR（裁判外紛争解決 機関）センター事務局長			

補欠監査役候補者とした理由

森倫洋氏は、弁護士としての専門的見地および豊富な経験を有しております。その経験をもって当社の監査役に適任であると判断し、法令に定める監査役を欠くことになる場合に備え、補欠監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 森倫洋氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、候補者森倫洋氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と同氏との間で、法令の定める限度まで、社外監査役の責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、候補者森倫洋氏が監査役に就任した場合には、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

<株主提案（第6号議案）>

第6号議案 取締役7名選任の件

候補者番号	氏 名	属 性
1	小 ^こ 森 ^{もり} 哲 ^{てつ} 郎 ^お	
2	大 ^{おお} 江 ^え 伸 ^{しん} 治 ^じ	重複候補者
3	松 ^{まつ} 田 ^だ 清 ^{きよ} 人 ^と	社外
4	矢 ^や 野 ^の 雅 ^{まさ} 英 ^{ひで}	社外
5	細 ^{ほそ} 水 ^{みず} 政 ^{まさ} 和 ^{かず}	社外
6	松 ^{まつ} 尾 ^お 明 ^{あき} 弘 ^{ひろ}	社外
7	河 ^{かわ} 野 ^の 浩 ^{ひろ} 人 ^と	社外

重複候補者 重複候補者 社外 社外取締役候補者

※会社提案の第3号議案および株主提案の第6号議案のうち、大江伸治氏は重複する取締役候補者となっております。書面およびインターネット等による議決権行使を含め、当該重複候補者の賛否については、第3号議案の取締役候補者として、その賛否をお示しください。第6号議案の取締役候補として賛否をお示しいただいた場合には、その賛否の表示については、無効としてお取り扱いいたしますのでご注意ください。

※当社取締役会としては、本株主提案は全体として問題があると考えており、本株主提案に「反対」します。株主提案（第6号議案）に対する当社取締役会の意見（28～30頁）をご確認いただき、議決権の行使をお願いいたします。

その1

(1) 議案の要領

小森哲郎氏を貴社取締役を選任する。

(2) 提案の理由

小森哲郎氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、これまで様々な企業において経営改善に取り組み改革を実行されました。貴社が直面する課題を解決し企業価値を向上するために適任であるため、取締役の候補者として推挙いたします。

(3) 候補者の氏名、略歴等

(氏名) 小森哲郎 (こもりてつお)

(生年月日) 昭和33年12月1日生

(略歴等)

昭和59年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社

平成14年4月 ユニゾン・メディアパートナーズ株式会社取締役

平成14年6月 株式会社アスキー代表取締役社長CEO

平成16年6月 株式会社巴川製紙所非常勤監査役

ユニゾン・キャピタル株式会社 マネジメントアドバイザー

平成17年6月 株式会社巴川製紙所社外取締役

平成18年1月 カネボウ株式会社代表執行役社長

平成18年2月 カネボウ株式会社取締役兼代表執行役社長CEO

平成18年5月 カネボウ・トリニティ・ホールディングス株式会社 代表取締役CEO兼社長執行役員

平成19年7月 社名変更に伴い クラシエホールディングス株式会社代表取締役CEO兼社長執行役員

平成21年8月 ユニゾン・キャピタル株式会社 マネジメントアドバイザー

平成24年6月 旭テック株式会社社外取締役

平成27年3月 株式会社ニッセンホールディングス社外取締役

平成28年6月 株式会社巴川製紙所監査等委員会委員長社外取締役（現任）

(重要な兼職の状況) 株式会社巴川製紙所 監査等委員会委員長社外取締役

(所有する貴社株式の数) なし

(注) 以上は、RMBキャピタル（以下「提案株主」といいます。）様から提出された議案の要領および提案の理由等を原文どおり記載したものです。

[当社取締役会の意見]

反 対

取締役会としては、小森哲郎氏の選任に**反対**いたします。

当社取締役会としては、本株主提案は全体として問題があると考えております。株主提案（第6号議案）に対する当社取締役会の意見（28～30頁）をご確認いただき、議決権の行使をお願いいたします。

候補者
番号

2

その2

(1) 議案の要領

大江伸治氏を貴社取締役を選任する。

(2) 提案の理由

大江伸治氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、2020年3月より貴社副社長執行役員として経営改善に取り組まれていることから、取締役の候補者として推挙いたします。

(3) 候補者の氏名、略歴等

(氏名) 大江伸治（おおえしんじ）

(生年月日) 昭和22年8月27日生

(略歴等)

昭和46年4月 三井物産株式会社入社

平成9年7月 同社本店繊維第三部長

平成16年4月 同社理事コンシューマーサービス事業第一本部副本部長

平成19年6月 株式会社ゴールドウイン取締役専務執行役員 総合企画本部長

平成22年4月 同社取締役副社長執行役員総合企画本部長兼事業統括本部長

平成26年4月 同社取締役副社長執行役員社長補佐

平成31年4月 同社顧問

(重要な兼職の状況) 株式会社ゴールドウイン顧問

(所有する貴社株式の数) なし

(注) 以上は、提案株主様から提出された議案の要領および提案の理由等を原文どおり記載したものです。

[当社取締役会の意見]

賛 成

取締役会としては、大江伸治氏の選任に賛成いたします。

株主提案（第6号議案）に対する当社取締役会の意見（28～30頁）をご確認いただき、議決権の行使をお願いいたします。

※会社提案の第3号議案および株主提案の第6号議案のうち、大江伸治氏は重複する取締役候補者となっております。書面およびインターネット等による議決権行使を含め、当該重複候補者の賛否については、第3号議案の取締役候補者として、その賛否をお示しください。第6号議案の取締役候補として賛否をお示しいただいた場合には、その賛否の表示については、無効としてお取り扱いいたしますのでご注意ください。

候補者
番 号

3

その3

(1) 議案の要領

松田清人氏を貴社取締役を選任する。

(2) 提案の理由

松田清人氏は、財務金融をはじめとして経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、その経験をもって2010年3月より貴社社外取締役として貴社の経営の透明性、客観性の向上に貢献してきたことから、引き続き社外取締役の候補者として推薦いたします。

(3) 候補者の氏名、略歴等

(氏名) 松田清人(まつだきよと)

(生年月日) 昭和27年9月6日生

(略歴等)

昭和50年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行

平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行) 執行役員

平成19年4月 みずほ証券株式会社取締役副社長

平成20年4月 ユニゾン・キャピタル株式会社パートナー

平成22年3月 貴社取締役(現任)

平成29年6月 SCSK株式会社社外取締役(現任)

平成30年4月 トパーズ・キャピタル株式会社取締役会長(現任)

令和1年6月 スルガ銀行株式会社社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況) SCSK株式会社 社外取締役

トパーズ・キャピタル株式会社 取締役会長

スルガ銀行株式会社 社外取締役

(所有する貴社株式の数) なし

(注) 以上は、提案株主様から提出された議案の要領および提案の理由等を原文どおり記載したものです。

[当社取締役会の意見]

反 対

取締役会としては、松田清人氏の選任に**反対**いたします。

当社取締役会としては、本株主提案は全体として問題があると考えております。株主提案(第6号議案)に対する当社取締役会の意見(28~30頁)をご確認いただき、議決権の行使をお願いいたします。

候補者
番号

4

その4

(1) 議案の要領

矢野雅英氏を貴社取締役を選任する。

(2) 提案の理由

矢野雅英氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、2016年3月より貴社取締役として貴社の経営の透明性、客観性の向上に貢献されてきたことから、引き続き社外取締役の候補者として推挙いたします。

(3) 候補者の氏名、略歴等

(氏名) 矢野雅英 (やのまさひで)

(生年月日) 昭和23年10月24日生

(略歴等)

昭和46年4月 三菱商事(株)入社

平成16年4月 同社 執行役員繊維本部長

平成18年4月 同社 常務執行役員生活産業グループCO 兼ライフスタイル本部長

平成22年4月 同社 副社長執行役員生活産業グループCEO 兼国内統括

平成22年6月 同社 代表取締役兼副社長執行役員

平成23年4月 同社 取締役兼副社長執行役員東アジア統括兼三菱商事(中国)有限公司社長兼北京事務所長

平成25年6月 同社 顧問

平成28年3月 貴社 取締役(現任)

(重要な兼職の状況) なし

(所有する貴社株式の数) なし

(注) 以上は、提案株主様から提出された議案の要領および提案の理由等を原文どおり記載したものです。

[当社取締役会の意見]

反対 取締役会としては、矢野雅英氏の選任に**反対**いたします。

当社取締役会としては、本株主提案は全体として問題があると考えております。株主提案(第6号議案)に対する当社取締役会の意見(28~30頁)をご確認いただき、議決権の行使をお願いいたします。

候補者
番 号

5

その5

(1) 議案の要領

細水政和氏を貴社取締役役に選任する。

(2) 提案の理由

細水政和氏は、①日本の株式市場への10数年に渡る調査および投資経験を通じて上場企業に関する深い知見を有しており、貴社の企業価値向上に建設的な意見を述べることができ、②日本企業におけるコーポレート・ガバナンスの向上について積極的に発言・活動を行ってきた実績から、少数株主の利益を代弁することができます。貴社の企業価値の更なる向上を図る上で最適な人材であることから、貴社社外取締役の候補者として推挙いたします。

(3) 候補者の氏名、略歴等

(氏名) 細水政和 (ほそみずまさかず)

(生年月日) 昭和50年12月7日生

(略歴等)

平成10年 4月 野村證券株式会社入社 仙台支店配属

平成15年 6月 米国シカゴ大学MBA 修了

平成15年 6月 野村證券株式会社復帰 ニューヨーク支店配属

平成17年 10月 コッグヒルキャピタル (米国イリノイ州シカゴ市) 入社

同社 日本・アジア株アナリスト

平成21年 7月 同社 日本・アジア株ポートフォリオマネジャー

平成25年 9月 RMBキャピタル (米国イリノイ州シカゴ市) 入社

同社 日本株ポートフォリオマネジャー (現任)

平成30年 4月 同社 パートナー (現任)

令和 元年 7月 同社 インターナショナル株ポートフォリオマネジャー (現任)

(重要な兼職の状況) RMBキャピタル パートナー

インターナショナル株ポートフォリオマネジャー

日本株ポートフォリオマネジャー

(所有する貴社株式の数) なし

(注) 以上は、提案株主様から提出された議案の要領および提案の理由等を原文どおり記載したものです。

[当社取締役会の意見]

反 対

取締役会としては、細水政和氏の選任に**反対**いたします。

当社取締役会としては、本株主提案は全体として問題があると考えております。株主提案（第6号議案）に対する当社取締役会の意見（28～30頁）をご確認いただき、議決権の行使をお願いいたします。

候補者
番号

6

その6

(1) 議案の要領

松尾明弘氏を貴社取締役を選任する。

(2) 提案の理由

松尾明弘氏は、弁護士としての専門的見地および豊富な経験を持ち、自身も会社を起業・経営し、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有していることから、経営の透明性および公平性の向上に寄与していただくため、貴社社外取締役の候補者として推挙いたします。

(3) 候補者の氏名、略歴等

(氏名) 松尾明弘(まつおあきひろ)

(生年月日) 昭和50年1月25日生

(略歴等)

平成10年4月 日本電信電話株式会社(NTT)入社

平成19年12月 松尾千代田法律事務所設立

松尾千代田法律事務所 代表弁護士(現任)

(重要な兼職の状況) 松尾千代田法律事務所 代表弁護士

(所有する貴社株式の数) 100株

(注) 以上は、提案株主様から提出された議案の要領および提案の理由等を原文どおり記載したものです。

[当社取締役会の意見]

反対 取締役会としては、松尾明弘氏の選任に**反対**いたします。

当社取締役会としては、本株主提案は全体として問題があると考えております。株主提案(第6号議案)に対する当社取締役会の意見(28~30頁)をご確認いただき、議決権の行使をお願いいたします。

候補者
番 号

7

その7

(1) 議案の要領

河野浩人氏を貴社取締役を選任する。

(2) 提案の理由

河野浩人氏は、公認会計士税理士としての高度な専門知識と監査法人における豊富な経験を貴社経営の監査・監督に反映し、経営の透明性および公平性の向上に寄与していただくため、貴社社外取締役の候補者として推挙いたします。

(3) 候補者の氏名、略歴等

(氏名) 河野浩人 (かわのひろと)

(生年月日) 昭和46年 7月 4日生

(略歴等)

平成9年10月 太田昭和監査法人(現EY 新日本有限責任監査法人) 入所

平成13年10月 日興コーディアル証券(株) 入社

平成15年 1月 河野公認会計士事務所 所長就任(現任)

平成25年 9月 (株) AMBITION 社外監査役就任

平成27年 5月 (株) ベクトル 社外監査役就任(現任)

平成27年 9月 (株) AMBITION 社外取締役(監査等委員)就任(現任)

(重要な兼職の状況) 河野浩人公認会計士事務所 所長

(株) ベクトル 社外監査役

(株) AMBITION 社外取締役

(所有する貴社株式の数) なし

以上

(注) 以上は、提案株主様から提出された議案の要領および提案の理由等を原文どおり記載したものです。

[当社取締役会の意見]

反 対 取締役会としては、河野浩人氏の選任に **反対** いたします。

当社取締役会としては、本株主提案は全体として問題があると考えております。株主提案(第6号議案)に対する当社取締役会の意見(28~30頁)をご確認いただき、議決権の行使をお願いいたします。

【株主提案（第6号議案）に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、以下の(1)から(3)の理由により、本株主提案は全体として問題があると考えており、本株主提案に「反対」します。

- (1) 会社提案の取締役候補者による経営体制が、事業改革を断行し、当社の再生をより確実かつ早期に実現していくために最適であること

当社は、2019年12月31日、代表取締役社長であった岩田功氏が代表権を返上し、2020年3月1日には、アパレル事業を営む上場会社の株式会社ゴールドウインで取締役副社長等を歴任し同社の再建を主導した大江伸治氏（以下「大江氏」といいます。）を副社長執行役員として招聘して、当社事業の再建に向け動き出しました。また、当社は、2020年4月14日には、本総会終了後において、大江氏が代表取締役社長に、現在の代表取締役社長中山雅之氏（以下「中山氏」といいます。）が代表取締役副社長に就任することを決定し、経営執行体制の強化と当社事業の再建の加速化を決めております。

そして、本総会における当社提案の取締役選任議案（11～17頁に記載）が承認されると、当社取締役会は大江氏及び中山氏を含む社内取締役3名（新任2名）と、企業経営経験を有する独立社外取締役6名（すべて新任）で構成されることとなります（以下「会社提案取締役候補者チーム」といいます）。また、本総会の第2号議案（定款一部変更の件）が承認されると、取締役会の議長につき、業務執行から独立した社外取締役がこれを務めることが可能となることから、当社のガバナンス体制は飛躍的に向上することとなります。

加えて、6名全ての独立社外取締役候補者は企業経営の経験とともに小売業に対する高い知見を有するばかりか、12頁の「スキルマトリックス」に記載するとおり、その他多様な専門的スキルを有していることから、当社再生プラン（2020年4月14日に公表した当社の再生プランをいいます。）の迅速かつ確実な実行と一般株主保護とを両立させることのできる最適な取締役会が誕生することになるものと自負しております。

なお、会社提案取締役候補者チームは、社内取締役1名及び独立社外取締役2名で構成され、独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会によって提案され、当社取締役会が全会一致により決定したものです。

以上のことから、当社としては、会社提案取締役候補者チームによる経営体制こそが、優れたコーポレートガバナンス体制の下で一般株主保護に留意しつつ、果断に事業改革を遂行し、再生プランをより確実かつ迅速に完遂するための最適な経営体制であると確信しております。

(2) 本株主提案の取締役候補者による経営体制が、当社の事業再建を図るためには不適切であること

①本株主提案の取締役候補者に取締役就任の意思がないこと

他方、提案株主は、本株主提案において小森哲郎氏（以下「小森氏」といいます。）及び大江氏を取締役候補者としており、両名が当社の経営を主導する体制を提案しているものと考えられます。また小森氏及び大江氏に加え、現在の当社社外取締役2名を含む5名の社外取締役候補者を提案してきております（以下「株主提案取締役候補者チーム」といいます）。

しかし、提案株主が社外取締役候補者とする2名（松田清人氏、矢野雅英氏（以下それぞれ「松田氏」「矢野氏」といいます。））は、本株主提案の取締役候補者としてすることについて提案株主から事前に一切説明を受けておらず、本総会終了後において当社の取締役として就任する意思はないと明言しております。

また、当社提案の取締役候補者でもある大江氏は、本株主提案の取締役候補者としてすることについて提案株主から事前に一切説明を受けておらず、また、経営プランも共有していない株主提案取締役候補者チームと共に、再生プランを確実かつ迅速に実現することは非常に困難であるとの認識を有しております。

以上から、本株主提案における取締役候補者の構成は、当社の喫緊の課題である事業改革を断行して早期の事業再建を図る観点から、適切ではないと考えております。

②本株主提案の取締役候補者による経営体制には当社の事業再建に向けた経営プランがないこと

提案株主は、本株主提案の取締役候補者により構成される経営体制でどのように事業再建を図るのか、という点に関し、実現可能性のある具体的な経営プランを示しておりません。当社においては、事業改革を断行し、当社の再生をより確実かつ早期に実現することが喫緊の課題です。かかる状況下、そのための経営プランを持たない株主提案取締役候補者チームは、他の反対理由とあいまって、当社の事業再建を不可能にするか、少なくとも遅らせることになると考えられ、当社及び株主の皆様の利益に反すると考えます。

③本株主提案の取締役候補者による経営体制は当社の事業再建にとって適材ではないこと

大江氏は、前述のとおり、本株主提案の取締役候補者としてすることについて提案株主から事前に一切説明を受けておらず、また、経営プランも共有していない株主提案取締役候補者チームと共に再生プランを確実かつ迅速に実現することは非常に困難であるとの認識を有しております。

また、松田氏及び矢野氏は、前述のとおり、本株主提案の取締役候補者とすることについて提案株主から事前に一切説明を受けておらず、仮に本総会で取締役として選任された場合でも、取締役に就任する意思がないことは明確です。

その他の取締役候補者についても、指名・報酬委員会（前述のとおり、松田氏及び矢野氏が委員を務めています。）による面談の際にアパレル業界や上場会社の経営実績を有しているとの説明はを受けておらず、アパレル事業を営む上場会社である当社の取締役としては適任とは言い難いと判断せざるを得ません。

以上から、株主提案取締役候補者チームによる経営体制は、当社の喫緊の課題である事業改革を断行して早期の事業再建を図る観点から、適切ではないと考えております。

(3) 提案株主と当社の一般株主の間に利益相反の可能性が存在すること

提案株主は、当社の株式を765千株（議決権保有割合：6.32%）（2020年2月29日時点）保有する当社の大株主ですが、提案株主は、当社に送付した書簡において、提案株主のパートナーの地位にある細水政和氏（以下「細水氏」といいます。）を社外取締役候補者として推挙する目的について、①戦略的パートナーへの当社売却の可能性について検討すること、及び②提案株主そのものを戦略的パートナーとして選定する可能性を検討することであると説明し、提案株主が自ら当社を買収する可能性を示しております。また、本株主提案の取締役候補者である松尾明弘氏については、提案株主の株主提案に関して提案株主の代理人を務める弁護士であり、実質的には、提案株主の利益を代弁する立場にいる可能性があります。

これらのことから、細水氏を始め提案株主によって選ばれた取締役候補者が当社の取締役に就任した場合、当社の企業価値を向上させることよりも、当社の買収者となる提案株主の利益を図ることを目的として行動するおそれがあり、当社及び当社のその他の株主（一般株主）との間で、利益相反関係が生じる可能性があります。当社としては、株主提案取締役候補者チームを選任することにより、当社の一般株主の犠牲において提案株主の利益が図られてしまうリスクが生じてしまい、当社ひいては当社の株主共同の利益に反する可能性があると考えております。

したがって、提案株主が提案する取締役候補者は、当社の一般株主の利益保護の観点からも、適切ではないと考えております。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

当社グループは決算期変更に伴い、当事業年度は14ヵ月の変則決算となっております。そのため、前期との比較は行っておりません。

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中間の通商問題を巡る緊張の高まり等、世界経済の成長ペースが鈍化した状態を受け、輸出が弱めの動きを続けましたが、国内需要は引き続き増加基調を維持してきました。しかしながら、個人消費は度重なる自然災害の影響や、2019年10月の消費増税による消費心理の落ち込みを克服しえない中、2020年1月以降の新型コロナウイルス感染症の急速な蔓延による不透明感の高まりを受けて、また訪日外国人客を中心としたインバウンド需要の急減など、国内消費環境に急速な悪化傾向が見られます。

当アパレル・ファッション業界におきましても、年度終盤には新型コロナウイルス感染症の影響の急拡大から、実店舗では一般家庭の外出自粛による消費マインドの低下、中国政府による団体海外旅行禁止などに代表される訪日客の大幅減、また、暖冬による冬物商材の需要減少等により大変厳しい状況となりました。一方でE C販路は、消費者の購買行動の変化を受け、引き続き堅調な動きが続いております。

このような経営環境のなかで、当社グループは選択と集中による抜本的な経営体質の変革と経費の圧縮、売上高成長のためのマーケティング投資やE C販路の強化、事業全体のデジタル化推進など様々な施策に取り組みました。

その結果、E C販路においては重点的な投資や集客のためのプロモーションの実施、在庫欠品率の改善等の施策が奏功し計画以上の売上高を確保いたしました。しかしながら主販路である百貨店を中心に実店舗では非常に厳しい状況が続いており、また暖冬など天候要因による冬物衣料販売額の減少や新型コロナウイルスの国内感染被害の拡大に伴う急速な消費の減退により総売上高は計画未達となりました。

売上総利益率に関しましては、繰越在庫圧縮のための値引き販売の拡大、棚卸資産評価引当金の積み増し等により悪化しました。販売費及び一般管理費に関しましては人件費の抑制、旅費交通費の圧縮等総額の削減に努めましたが、営業損失の拡大を止めるには至りませんでした。

この結果、当連結会計年度の売上高は688億6千8百万円、営業損失は28億7千5百万円、経常損失は28億9千9百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は26億8千5百万円となりました。

部門別売上の状況

区 分	売上高	構成比率
紳士服・洋品	24,357 百万円	35.4 %
婦人服・洋品	36,345	52.8
服飾品他	8,165	11.8
合 計	68,868	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、出店等による店舗設備およびGINZA TIMELESS 8の改修等で総額26億6千6百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、メインバンクとコミットメントラインを、また取引各行とシンジケートローンを設定しております。

(4) 重要な企業再編等の状況

前連結会計年度において、清算することを決議されておりましたサンヨーショウカイニューヨーク, I N C.につきましては、現在清算手続きを行っております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、2020年4月14日に発表した「再生プラン」において、当期における新型コロナウイルスの影響を加味した上で、2年間の経営計画を策定しております。

2022年2月期における営業黒字化を目指し、その実現に向けて各施策を着実に実行してまいります。

<目指すべき方向性>

”ブランドバリュー/ブランドprestigeを向上させることで収益を上げる マルチブランドビジネスモデルの追求”

基本方針：基礎収益力の回復とその為の事業構造改革の断行

当期は上記事業構造改革と併行して新型コロナウイルスの影響最小化の為にダメージコントロール

<粗利率の改善>

基礎収益力の回復という必達課題達成のため、トップダウンによる全社一元管理体制の下、具体的施策を実行

- ・ 調達原価低減
- ・ 建値/総消化率の改善
- ・ 不採算事業の抜本改善

<チャンネル戦略/ブランディング戦略>

販路統制によるプロパー店/E C/アウトレットの役割を明確化し、プロパー店を強化

- ・百貨店：選別強化・高効率化方針
 - 地方店の複合展開及びショールーミング化による新たな販売手法の模索
 - 不採算売場の撤退
- ・直営店：強化拡大方針
 - 既存店の梃入れによる坪効率の抜本改善、エース級人材の投入、店長育成
- ・E C販路：プロパー売上の強化拡大方針
 - プロパー店舗との完全連動及び相互補完体制を確立し、オムニチャンネル化推進

ブランドビジネスの基礎であるブランディングを強化

- ・リアル店舗の環境整備によるブランド表現の強化
- ・プロモーションの効率化

<組織構造改革/人事制度改革>

一事業本部体制下での一元コントロール、業務効率化、役職者数の適正化
業績連動評価制度等の導入

<今期のダメージコントロール>

E C販路を始めとする稼働チャンネルでの販売の最大化や仕入の徹底抑制、販管費の更なる削減を実施いたします。

なお、「再生プラン」の詳細については、当社ホームページ→企業情報→投資家情報→決算短信
(<https://www.sanyo-shokai.co.jp/company/ir/statement.html>) に掲載しておりますのでご覧ください。

いわゆる事業等のリスク情報につきましては、下記のとおりであります。

1. ファッション商品の特性について

当社グループの主力商品の大部分はファッション衣料および服飾品であります。ファッション商品の販売はその特性上、流行に左右されやすい傾向があります。当社グループは消費者ニーズの変化に対応するべく、商品企画の更なる刷新と市場情報収集力の強化に努めております。今後とも商品力の強化により売上拡大を図っていく方針であります。流行の急激な変化によっては、当社グループの経営成績に影響をおよぼす可能性があります。

2. 知的財産権の使用について

当社グループは現在数社の海外ブランドと提携し、提携先所有の知的財産権を使用したブランド（ライセンスブランド）の衣料および服飾品を販売しております。現在、これらのライセンスブランドの総売上高は当社グループの売上高の過半を占めております。当社グループといたしましては、これらの海外ブランドとは密接で良好な関係を構築し維持しており、今後とも売上拡大を図ってまいります。しかしながら、契約更改時における契約更改条件等によっては、当社グループの経営成績に影響をおよぼす可能性があります。

3. 気象状況や経済状況等について

ファッション衣料および服飾品は、気象状況あるいは経済状況の変化の影響を受けやすく変動しやすいため、種々の変化に対応できるよう、クイックレスポンス体制（短サイクル生産体制および期中追加企画、生産体制）等による対応を図っております。しかしながら、冷夏暖冬などの天候不順や予測不能な気象状況あるいは経済環境の変化等により、当社グループの経営成績に影響をおよぼす可能性があります。

4. 品質管理について

当社グループは厳しい品質管理基準にしたがって各種製品を提供しておりますが、予測しえない品質トラブルや製造物責任に係わる事故が発生した場合は、企業およびブランドイメージが損なわれ、当社グループの経営成績に影響をおよぼす可能性があります。

5. 情報管理について

当社グループは直営店および百貨店等の店頭での顧客管理、ならびに自社Eコマース等の会員顧客管理上、多くの個人情報を保有しております。これらの情報の管理・取扱いについては当社コンプライアンス委員会、内部統制委員会が社内ルールを決定し、管理体制を整え万全を期しております。しかしながら、情報流出や漏洩が発生した場合は、当社グループの社会的信用を低下させ、当社グループの経営成績に影響をおよぼす可能性があります。

6.新型コロナウイルス感染症について

当社グループは、パンデミックの様相を呈している新型コロナウイルス感染症の世界規模に及ぶ感染地域の拡大と終息時期の見通しが不透明である中、2020年4月7日に政府による緊急事態宣言が発令されたこと等により、当社の主要販路である百貨店および商業施設の営業自粛の実施、当社が直接運営する直営店の自主的な臨時休業の実施等、E C販路を除くと当社の主要な売場の大部分が臨時休業の状況となる等、これら経済活動への直接的な打撃により業績への影響額の合理的な算定が困難な状況にあります。

上記の他にその他の一般的なリスクとして、取引先の破綻による貸倒れ、災害、事故、法的規制および訴訟等、さまざまなリスクが考えられます。

<継続企業の前提に関する重要事象等>

当社は、当連結会計年度において4期連続の営業損失を計上し、2期連続で営業キャッシュ・フローがマイナスとなり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると認識しております。

2021年2月期におきましても、パンデミックの様相を呈してきた新型コロナウイルスの影響を受け、実店舗での来客減に起因する営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローがすでに発生しております。

かかる状況下、2020年3月末時点で、従来の借入金の90億円に加えて金融機関より追加で40億円の融資の実行を受け、また、投資有価証券の売却、一部不動産並びにゴルフ会員権等売却可能な資産の流動化により資金調達を進めております。

さらに当社は再生プランを策定する過程において、従来の前売、売上高重視から利益額、利益率重視の商品政策と販売政策を実現する方針に転換することを決定しました。需要に見合った形での絞り切った商品調達への変更により、値引き販売からの決別・適切な粗利益の確保に舵を切り、また商品仕入れの権限の集中管理により仕入金額並びに在庫圧縮、営業キャッシュ・フローの改善を進めております。

また坪効率の悪い店舗のさらなる統廃合により、店舗坪効率の改善、店舗運営人員の最適化を通じて販売費及び一般管理費の削減を図ってまいります。

さらに不採算ブランドの撤退、ターゲット消費者が重複するブランド、並びにプロダクトラインの適正化を検討し、コスト削減に努めてまいります。

上記の資金面での追加調達等により、新型コロナウイルスの影響に耐えうる財務面での安定化が進んでおり、同時に営業面での利益率改善、販売費及び一般管理費の圧縮を確実に実行することで、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第74期 自 2016年 1 月 1 日 至 2016年12月31日	第75期 自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日	第76期 自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日	第77期 (当連結会計年度) 自 2019年 1 月 1 日 至 2020年 2 月29日
売上高 (百万円)	67,611	62,549	59,090	68,868
経常損失 (△) (百万円)	△8,196	△1,941	△1,950	△2,899
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	△11,366	△1,025	△819	△2,685
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△904.28	△81.62	△65.21	△219.17
総資産 (百万円)	80,764	75,549	73,792	62,386
純資産 (百万円)	49,551	48,835	45,427	38,822

(注) 1. 2017年7月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第74期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失金額を算定しております。

2. 第77期は、決算期変更に伴い当事業年度は14ヶ月決算となっております。

(7) 親会社および重要な子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
サンヨーアパレル(株)	100 百万円	100.0 %	衣料品の販売
上海三陽時装商貿有限公司	155,484 千元	100.0 %	海外生産支援業務
ルビー・グループ(株)	174 百万円	80.0 %	E コマースサイト運営支援

(8) 主要な事業内容 (2020年2月29日現在)

区 分	主要品目
紳士服・洋品	コート・スーツ・ジャケット・スラックス・セーター・シャツ等
婦人服・洋品	コート・ドレス・スーツ・ジャケット・スカート・セーター・シャツ・ブラウス等
服飾品他	バッグ・ベルト・傘・ハンカチ・アクセサリー等

(9) 主要な事業所 (2020年2月29日現在)

会 社 名	区 分	名 称	所在地
(株)三陽商会	当 社	本社 本社別館 (通称ブルークロスビル) 大阪支店 名古屋支店 福岡支店 札幌営業所 GINZA TIMELESS 8	東京都新宿区 東京都新宿区 大阪府大阪市中央区 愛知県名古屋市中区 福岡県福岡市博多区 北海道札幌市中央区 東京都中央区
サンヨーアパレル(株)	子会社	本社	神奈川県横浜市中区
上海三陽時装商貿有限公司	子会社	本社	中国上海市
ルビー・グループ(株)	子会社	本社	東京都新宿区

(10) 従業員の状況（2020年2月29日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
男 性	703 名	110 (減) 名
女 性	947	44 (減)
合 計	1,650	154 (減)

(注) 1. 上記従業員数の他に期中平均人員2,145名の嘱託および臨時販売員を雇用しております。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男 性	649 名	133 (減) 名	42.0 才	15.1 年
女 性	903	49 (減)	39.0	12.1
合計または平均	1,552	182 (減)	40.2	13.4

(注) 1. 上記従業員数の他に期中平均人員2,099名の嘱託および臨時販売員を雇用しております。

(11) 主要な借入先の状況（2020年2月29日現在）

借 入 先	借 入 額
(株)三菱UFJ銀行	5,000 百万円
三井住友信託銀行(株)	2,000 百万円
(株)三井住友銀行	1,000 百万円
(株)みずほ銀行	1,000 百万円

2 会社の株式に関する事項 (2020年2月29日現在)

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 12,097,153株
(自己株式525,781株を除く)

(3) 株主数 14,196名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
RMB JAPAN OPPORTUNITIES FUND, LP.	765 千株	6.32 %
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (三井住友信託銀行再信託分・三井物産(株)退職給付信託口)	757	6.26
八木通商(株)	634	5.24
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	516	4.27
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	476	3.94
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	464	3.84
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	441	3.65
(株)三越伊勢丹	416	3.44
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	394	3.26
(株)三菱UFJ銀行	360	2.98

(注) 1. 当社は、自己株式を525,781株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式525,781株を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2020年2月29日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	中 瀬 雅 通	兼 社長執行役員 経営統轄本部長 兼 デジタル戦略本部長 兼 人事総務本部長
代表取締役社長	中 山 雅 之	
取 締 役	岩 田 功	兼 専務執行役員 販売管掌 第三事業本部長 兼 常務執行役員 企画生産管掌 第四事業本部長
取 締 役	齊 藤 晋	
取 締 役	荒 居 徹	SCSK(株) 社外取締役、トパーズ・キャピタル(株) 取締役会長 スルガ銀行(株) 社外取締役、(株)ホットリンク 社外取締役
取 締 役	松 田 清 人	
取 締 役	矢 野 雅 英	
常 勤 監 査 役	田 中 秀 文	
常 勤 監 査 役	伊 藤 六 一	
監 査 役	玉 井 泉	公認会計士、盟和産業(株) 社外取締役
監 査 役	三 浦 孝 昭	

- (注) 1. 取締役松田清人氏および矢野雅英氏は、社外取締役であります。
2. 監査役玉井泉氏および三浦孝昭氏は、社外監査役であります。
3. 監査役三浦孝昭氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役松田清人氏および矢野雅英氏ならびに監査役玉井泉氏および三浦孝昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。
補欠監査役 和田孝夫

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役および各監査役との間で、法令の定める限度まで、社外取締役および監査役の責任を限定する契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	192百万円
監 査 役	4名	61百万円
合 計 (うち社外役員分)	12名 (5名)	253百万円 (39百万円)

5 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況等

	氏 名	重要な兼職先	当社との関係
取締役	松 田 清 人	SCSK(株) 社外取締役 トパース・キャピタル(株) 取締役会長 スルガ銀行(株) 社外取締役 (株)ホットリンク 社外取締役	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。 特別の関係はありません。 特別の関係はありません。
取締役	矢 野 雅 英	—	—
監査役	玉 井 泉	—	—
監査役	三 浦 孝 昭	盟和産業(株) 社外取締役	特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

	氏 名	取締役会および監査役会への出席および発言の状況
取締役	松 田 清 人	当期開催された取締役会21回のうち19回に出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
取締役	矢 野 雅 英	当期開催された取締役会21回のうち20回に出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
監査役	玉 井 泉	当期開催された取締役会21回のすべてに、監査役会15回のすべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
監査役	三 浦 孝 昭	当期開催された取締役会21回のすべてに、監査役会15回のすべてに出席し、公認会計士としての豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

6 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	77百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および監査報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の監査報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である商標使用料に関する合意された手続業務等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

7 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 当社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令・定款および取締役執務規程等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。
- ② 社長直轄の内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関して法令・定款および社内規程等の遵守状況、職務執行の手続の妥当性について、作成した計画に基づいて定期的に内部監査を実施し、社長および監査役に対して、その結果を報告しております。
- ③ コンプライアンス委員会、内部統制委員会、内部監査室の活動を通じ、コンプライアンス体制の充実を図っております。
- ④ CSR基本方針、企業行動基準、就業規則、コンプライアンス規程、重要情報の適時開示と内部者取引防止規程等、行動規範に結びつく各種の規程、基準等を備え、その周知徹底を図っております。
- ⑤ 社内取締役、執行役員を対象に、外部専門家による「企業のコンプライアンスと不祥事の対応」に関する講義を行いました。また、新任の社内取締役、執行役員に対しては、「社内取締役、執行役員が認識すべき義務と責任の理解」をテーマとした特別研修を行うことを義務化しております。
- ⑥ 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人が法令・定款および各種社内規程等に違反する行為を発見した場合、職制を通じての報告のほか、当社内の通報窓口または社外の顧問弁護士を通じて当社に通報できる社内通報制度（三陽アラーム制度）により、代表取締役社長を含む経営陣およびコンプライアンス委員長に速やかに報告が上がるよう体制を整備しております。
- ⑦ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、これら勢力および団体とは一切関わらない方針を貫いております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行・意思決定に関わる取締役会議事録、経営会議議事録、執行役員会議事録、稟議書、各種申請書および契約書等を文書保存規程の定めるところにより作成・保存し、また、それら文書の管理体制を整備しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の業務に関連するリスクとして、「犯罪リスク」、「PL関連リスク」、「営業リスク」、「労務管理リスク」、「市場リスク」および「災害リスク」等が考えられますが、かかるリスクに基づく損失の発生防止のための各種規程およびマニュアルを策定するとともに、コンプライアンス委員会、内部統制委員会を通じて危機管理についての社内啓発・教育を実施しております。また当該損失の防止策が実効的に機能することを確保するため、内部監査室はその状況について監視しております。
- ② 損失の危険が発生した場合は、危機管理規程に則り、危機管理委員会がその種類に応じて対応しております。
- ③ リスク管理の中核となる責任者として「コンプライアンス委員長」を任命し、同委員長は社内のあらゆる情報にアクセス権を有し、社外取締役および監査役会への当該関連案件の報告義務を負っています。またコンプライアンスリスク対応機能を分離独立させる観点から、コンプライアンス委員長の下にコンプライアンス委員会を設置し、四半期に1回、各期末を原則として開催しております。
- ④ 損失の危険の管理に関する委員会等の名称と役割は次のとおりです。

『危機管理委員会』

「犯罪リスク」、「PL関連リスク」、「営業リスク」、「労務管理リスク」、「市場リスク」、「災害リスク」の発生時において、各種リスク毎に定めた関係部門による対策本部を組織し、適切な管理体制を構築し運営しております。

また、上記以外の新たなリスクの発生時には、危機管理委員長が必要に応じて別途対策本部を定め、適切な管理体制を構築し運営しております。

『コンプライアンス委員会』

同委員会においては、四半期毎に認識された下記の各種リスクに関する懸念事項を共有し、適宜問題の解決を図っております。

<コンプライアンス委員会が検討する各種リスク>

1. 法令違反行為全般に関するリスク
2. 企画・製造・販売の事業活動に関する取引先リスク
3. 金銭授受、支払い、インサイダー、税務に関するリスク
4. 資産管理・活用、株主対応に関するリスク
5. 個人情報をはじめとする情報資産の漏洩リスク
6. マーケットおよび消費者対応に関するリスク
7. 労務案件に関するリスク
8. 内部監査、内部統制運用から生じた懸念事項に関するリスク
9. その他

また同委員会の討議内容について、第三者視点による透明性を確保する観点から、常勤監査役が陪席するほか、必要に応じて社外役員、社外弁護士と情報共有を図ることとし、問題点に関し適切な助言を得られるよう体制を整備しております。

『内部統制委員会』

危機発生リスクの分析・評価を行い、危機発生時に適切な対応を行うための基盤整備を平時から行っております。

『内部監査室』

危機管理体制に関する監視を行っております。

『法務・ライセンス統括部』

コンプライアンスリスク発生時に窓口部門として危機管理委員会の招集の可否を判別し、迅速かつ適切な対応を実行しております。

また、社内通報制度（三陽アラーム制度）の社内窓口部門として機能しております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 連結ベースの中期的な経営計画および年度事業計画を策定し、諸施策を推進しております。
- ② 「取締役執務規程」により取締役の責務を明確にし、組織運営・業務推進の効率性を求めています。
- ③ 取締役（社外取締役を除く）および取締役会が任命する者で構成される経営会議を設置し、会社に影響をおよぼす重要事項についての多面的な検討と意思決定を行っております。
- ④ 取締役会により選任された執行役員に業務執行権限を委譲し、業務の効率的運用を行っております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制および当該取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社グループの業務の適正性を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき各子会社に対する当社の所管部門およびその責任者を定め、必要に応じて当該所管部門の責任者または所属員を役員として派遣し、子会社の取締役等の職務の効率的な執行状況を管理するとともに、重要事項が当社の取締役会に適切に報告される体制を整備しております。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・各子会社の当社所管部門およびその責任者は、子会社の業務に関連するリスクについて、これを評価し、対応するための継続的統制を組織的に行い、かかるリスクに関する重要な情報が当社の取締役会に適時に報告される体制を構築・維持しております。さらに、重要な契約の締結等については、当社の法務・ライセンス統括部が連携し適宜審査を行っております。

- ③ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 子会社のコンプライアンス体制の充実を図るため、当社の内部監査室は子会社のリスク管理体制を監視するとともに、適正な取引や会計処理を確保するため十分な情報交換、聴取を行っております。また、当社の監査役が子会社の監査に関与し、あるいは必要に応じ当社常勤監査役が子会社の監査役を兼務するなどして、当社と同等の業務の適正を確保する体制を整備しております。
 - 法令・定款違反等を未然に防止するため、子会社の使用人等から内部通報が寄せられた場合は、当社は、三陽アラーム制度規程に則し適切に対応しております。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役監査基準および監査役会規則に則り、監査役が求めた場合は、使用人の中から監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を選任し監査役補助の任にあてております。
- ② 取締役、執行役員および使用人は、補助使用人が監査役の指示により監査に必要な情報、資料の提供等を求めた場合においては、当該情報等の提供に速やかに応じるなど、補助使用人が行う業務の推進に協力しております。

(7) 前号の補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の補助使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ① 監査役業務に関しては、補助使用人は取締役および補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令は受けないこととしております。
- ② 監査役監査基準および監査役会規則に則り、補助使用人の人事異動および雇用条件等に関する事項は、監査役と事前の協議を行うものとしております。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役、執行役員および使用人は、監査役の要請に応じ、以下につき監査役に適時報告しております。
- 定例的報告事項
経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、内部監査室が実施した監査の結果等。
 - 臨時的報告事項
会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事実、取締役、執行役員および使用人の職務遂行に関して不正または法令・定款および各種社内規程等に違反する重大な事実、三陽アラーム制度に基づき通報された事実、重要な訴訟・係争および行政処分等に関する事実。
- ② 当社の代表取締役は定例的に実施されるミーティングにおいて、必要事項について監査役と意見交換を行っております。

- ③ 当社の監査役が子会社の監査に関与し、あるいは必要に応じ当社常勤監査役が子会社の監査役を兼務するなどして、当社の子会社の取締役、監査役および使用人が、当社の監査役に直接報告できる体制を整備しております。また、子会社の使用人等から三陽アラーム制度に基づき通報された内容については、同制度の窓口部門である当社法務・ライセンス統括部が取りまとめ、定期的に当社監査役に報告しております。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の役職員に周知徹底しております。
- ② 三陽アラーム制度規程において、通報者の保護を優先事項としてその旨を定め、また、三陽アラーム制度規程に基づく通報者に対して、当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会が職務の執行上必要と認める費用について毎年予算を計上するとともに、監査役がその職務の執行について支出した費用等に関して、監査役から請求があった場合には、速やかに当該費用または債務の適切な処理を行っております。

(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、以下の重要な会議に出席するほか、業務執行に関する以下の重要な資料を閲覧できることとしております。
- ・監査役が出席する会議
取締役会、経営会議、執行役員会、予算編成会議、コンプライアンス委員会、CSR推進委員会等の重要な会議。
 - ・監査役が閲覧できる資料
代表取締役が決裁するもの、法令等遵守に関するもの、リスク管理に関するもの、内部監査に関するもの、重要な会計方針の変更に関するもの、重要な訴訟・係争に関するもの、重要な事故・苦情・トラブルに関するもの、その他の重要な決裁書類。
- ② 取締役は、監査役が監査が実効的に行われるよう、監査役が法務、会計等の専門家から適切なアドバイスを得られる環境を整備するとともに、監査役と内部監査室および会計監査人との連携体制を推進しております。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス等

CSR基本方針、企業行動基準等、行動規範に結びつく社内規程について、通達等の適宜の方法により注意喚起を促すなど、従業員に対して周知徹底を図りました。また、各種リスクを所管する部門の責任者で構成されるコンプライアンス委員会を4回開催し、各部門が抱える潜在リスクを抽出するとともに、その解決策を検討の上、全社的に連絡事項の伝達を行いました。なお、内部統制委員会および内部監査室は、それぞれ独立の視点でコンプライアンス体制の運用状況を確認いたしました。

また、法令・定款および各種社内規程等に違反する行為の未然防止と早期発見を図るべく、内部通報制度（三陽アラーム制度）の運用をグループ全体で継続し、取組みを強化しております。

② 取締役の職務執行

当社は、法令・定款および取締役執務規程等に従い、原則月1回の定例取締役会を、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議等を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行いました。さらに、当社においては社外取締役も選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

また、当社は、取締役会開催前には、経営会議において、取締役会付議事項について多面的に検討を加えるとともに、取締役会終了後は、執行役員会において、取締役会での決定事項等を全執行役員に報告し共有を図ることと、取締役の職務執行の効率性を確保しております。

③ 監査役の職務執行

監査役は、取締役会への出席ならびに常勤監査役による経営会議、執行役員会、予算編成会議、コンプライアンス委員会およびCSR推進委員会その他の重要な会議への出席や、定期的に行われる取締役と監査役との意見交換会等を通して、忌憚なく監査し助言を行っております。また、監査役は、取締役、執行役員および使用人からの定例および臨時的の報告を通じて、当社の内部統制の整備、運用状況等について確認を行うとともに、会計監査人との定期的なミーティングや、内部監査室からの報告を受けることにより、連携体制を推進しつつ監査の実効性を確保しております。

④ 内部監査

当社では、内部監査室が定期的に監査計画を策定の上、業務全般に関して法令・定款および社内規程等の遵守状況、職務執行の手續の妥当性についてグループ全体の内部監査を実施し、その結果を取締役および監査役に報告しております。

⑤ 子会社管理

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、すべての子会社に当社所管部門の責任者または所属する従業員を役員として派遣しており、子会社から重要事項等の報告を適宜受けております。また、当社の常勤監査役が子会社の監査役を兼務するなど子会社の監査に関与し、定例的に開催される当社監査役会において子会社の監査内容を報告しております。

（注）本事業報告中の記載金額および数量は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

比率その他については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	32,543
現金及び預金	12,937
受取手形及び売掛金	4,174
商品及び製品	13,695
仕掛品	136
原材料及び貯蔵品	232
その他	1,383
貸倒引当金	△17
固定資産	29,843
有形固定資産	14,948
建物及び構築物	5,484
土地	7,335
リース資産	893
建設仮勘定	170
その他	1,065
無形固定資産	2,984
借地権	695
商標権	238
ソフトウェア	445
のれん	1,562
その他	42
投資その他の資産	11,910
投資有価証券	8,962
敷金及び保証金	2,543
繰延税金資産	3
退職給付に係る資産	8
その他	401
貸倒引当金	△8
資産合計	62,386

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	21,340
支払手形及び買掛金	6,642
1年内償還予定の社債	32
短期借入金	9,000
リース債務	293
未払費用	3,377
未払消費税等	525
未払法人税等	167
賞与引当金	411
返品調整引当金	10
その他	880
固定負債	2,223
社債	20
リース債務	730
長期未払金	141
繰延税金負債	763
再評価に係る繰延税金負債	540
その他	27
負債合計	23,564
(純資産の部)	
株主資本	36,848
資本金	15,002
資本剰余金	10,028
利益剰余金	12,890
自己株式	△1,072
その他の包括利益累計額	1,843
その他有価証券評価差額金	1,814
土地再評価差額金	△316
為替換算調整勘定	135
退職給付に係る調整累計額	210
非支配株主持分	130
純資産合計	38,822
負債及び純資産合計	62,386

連結損益計算書 (2019年1月1日から2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		68,868
売上原価		36,934
売上総利益		31,934
販売費及び一般管理費		34,810
営業損失		2,875
営業外収益		
受取利息及び配当金	371	
その他	51	422
営業外費用		
支払利息	90	
借入関連費用	41	
為替差損	24	
持分法による投資損失	212	
その他	77	446
経常損失		2,899
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	1,616	
ゴルフ会員権売却益	12	
受取補償金	200	1,830
特別損失		
固定資産除却損	197	
減損損失	624	
投資有価証券売却損	186	
ゴルフ会員権売却損	16	
投資有価証券評価損	100	
解約違約金	362	1,486
税金等調整前当期純損失		2,555
法人税、住民税及び事業税	105	
法人税等調整額	0	105
当期純損失		2,661
非支配株主に帰属する当期純利益		24
親会社株主に帰属する当期純損失		2,685

連結株主資本等変動計算書

第77期（2019年1月1日から2020年2月29日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,002	10,060	16,079	△251	40,891
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△502		△502
親会社株主に帰属する当期純損失			△2,685		△2,685
自己株式の処分		△31		52	20
自己株式の取得				△873	△873
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）			△0		△0
連結会計年度中の変動額合計	－	△31	△3,189	△821	△4,042
当期末残高	15,002	10,028	12,890	△1,072	36,848

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,437	△4	△316	125	189	4,430	106	45,427
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△502
親会社株主に帰属する当期純損失								△2,685
自己株式の処分								20
自己株式の取得								△873
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	△2,622	4	－	10	20	△2,587	24	△2,563
連結会計年度中の変動額合計	△2,622	4	－	10	20	△2,587	24	△6,605
当期末残高	1,814	－	△316	135	210	1,843	130	38,822

貸借対照表 (2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	31,135
現金及び預金	12,089
受取手形	1
売掛金	4,306
商品及び製品	13,153
仕掛品	125
原材料及び貯蔵品	232
前払費用	891
未収入金	165
その他	184
貸倒引当金	△16
固定資産	30,423
有形固定資産	14,829
建物	5,292
構築物	116
機械及び装置	45
工具、器具及び備品	991
土地	7,335
リース資産	878
建設仮勘定	170
無形固定資産	1,441
借地権	695
商標権	238
ソフトウェア	445
その他	62
投資その他の資産	14,152
投資有価証券	8,500
関係会社株式	2,950
関係会社出資金	0
敷金及び保証金	2,406
その他	1,453
貸倒引当金	△1,158
資産合計	61,558

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	20,907
支払手形	1,599
買掛金	5,031
短期借入金	1,000
1年内返済予定の長期借入金	8,000
リース債務	285
未払金	67
未払費用	3,362
未払消費税等	510
未払法人税等	164
預り金	149
賞与引当金	404
返品調整引当金	10
その他	321
固定負債	2,368
リース債務	719
長期未払金	139
繰延税金負債	769
再評価に係る繰延税金負債	540
退職給付引当金	172
その他	27
負債合計	23,276
(純資産の部)	
株主資本	36,784
資本金	15,002
資本剰余金	9,986
資本準備金	3,800
その他資本剰余金	6,186
利益剰余金	12,867
その他利益剰余金	12,867
別途積立金	9,750
繰越利益剰余金	3,117
自己株式	△1,072
評価・換算差額等	1,497
その他有価証券評価差額金	1,814
土地再評価差額金	△316
純資産合計	38,281
負債及び純資産合計	61,558

損益計算書 (2019年1月1日から2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		66,877
売上原価		36,171
売上総利益		30,706
販売費及び一般管理費		33,544
営業損失		2,838
営業外収益		
受取利息及び配当金	373	
受取賃貸料	14	
その他	31	419
営業外費用		
支払利息	90	
借入関連費用	41	
賃貸費用	8	
為替差損	18	
貸倒引当金繰入額	120	
その他	71	351
経常損失		2,771
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	1,616	
ゴルフ会員権売却益	12	
受取補償金	200	1,830
特別損失		
固定資産除却損	197	
投資有価証券売却損	186	
減損損失	624	
ゴルフ会員権売却損	16	
投資有価証券評価損	100	
解約違約金	362	1,486
税引前当期純損失		2,427
法人税、住民税及び事業税	54	
法人税等調整額	△0	53
当期純損失		2,481

株主資本等変動計算書

第77期（2019年1月1日から2020年2月29日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	15,002	3,800	6,218	10,018	9,750	6,101	15,851	△251	40,621
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△502	△502		△502
当期純損失						△2,481	△2,481		△2,481
自己株式の処分			△31	△31				52	20
自己株式の取得								△873	△873
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純 額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	△31	△31	－	△2,983	△2,983	△821	△3,836
当期末残高	15,002	3,800	6,186	9,986	9,750	3,117	12,867	△1,072	36,784

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,437	△4	△316	4,116	44,737
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△502
当期純損失					△2,481
自己株式の処分					20
自己株式の取得					△873
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△2,622	4	－	△2,618	△2,618
事業年度中の変動額合計	△2,622	4	－	△2,618	△6,455
当期末残高	1,814	－	△316	1,497	38,281

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年4月13日

株式会社 三 陽 商 会
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 敦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	春 山 直 輝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根 津 順 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三陽商会の2019年1月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三陽商会及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年4月13日

株式会社 三 陽 商 会
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	田 中	敦 ①
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	春 山	直 輝 ①
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	根 津	順 一 ①

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三陽商会の2019年1月1日から2020年2月29日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2020年2月29日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月13日

株式会社三陽商会 監査役会

常勤監査役 伊 藤 六 一 ⑩

常勤監査役 田 中 秀 文 ⑩

社外監査役 玉 井 泉 ⑩

社外監査役 三 浦 孝 昭 ⑩

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 sets of three horizontal dashed lines.

■ 当社取り扱いブランド



SANYOCOAT

1946 JAPAN

創業以来の歴史と高い技術力を背景に、
日本を代表するコートブランドとして伝統と
革新を追求した商品を提案。

STORY & THE STUDY

70年を超える歴史の中で培った技術力と
デジタルテクノロジーを融合させた
パーソナルオーダースーツブランド。



「技」「匠」「粋」という
和の精神に基づいた日本人による
拘りの靴を提案。

■ 当社取り扱いブランド

CAST:

人生という物語を、演じるための服。
テイストの異なるファッションアイテムを1つのブランドで提案する
多様性の今の時代に向けたブランド。



EPOCA

世界に通じるモダンでハイクオリティーなコレクションを
高感度な女性のために提案。



ECOALF

スペイン生まれのサステナブルファッションブランド。
ブランド自らが海のゴミを収集してウェアをつくるなど、
「地球環境を守るために服をつくる」新しい発想のブランド。

■ 当社取り扱いブランド

MACKINTOSH LONDON



英国を代表する
アウターウェアブランド
「マッキントッシュ」の伝統を受け継ぎ、
高い品質とファッション性を併せ持った
オーセンティックな
トータルコレクションを提案。



Paul Stuart

洗練されたエレンガンスと
「コンテンポラリー・クラシック」をキーワードにした
スタイルを提案。

■ 株主総会会場ご案内図



【会場】 東京都新宿区四谷本塩町12番19号

三陽商会 本社別館 (通称ブルークロスビル) 3階

※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。

【交通】 JR 中央線/総武線…………… 四ツ谷駅下車四ツ谷口より徒歩6分

東京メトロ 南北線…………… 四ツ谷駅下車2番出口より徒歩6分

東京メトロ 丸ノ内線…………… 四ツ谷駅下車1番出口より徒歩7分

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。